

# 令和7年度経営所得安定対策等の概要

交付申請書の提出は、**令和7年6月30日(月)**まで

## 1. 水田活用直接支払交付金

### 1-1 水田活用の直接支払交付金



第2版

- 支援対象となる農業者は、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産する販売農家・集落営農です。
- 水田活用の直接支払交付金は、**水田において、需要のある麦・大豆等への生産拡大を支援するためのもの**であり、**その交付対象は水を張る機能を有している「水田」**です。
- 現在、①こうした水田機能を維持しながら、稻・麦・大豆等を輪作する水田については、水田でのブロックローテーションを支援する一方、②畑作物だけ連続して作付けされている水田については、畑作物の産地化に向けた一定期間の継続的な支援と、畑地化の基盤整備への支援等を行うこととしており、いずれも産地の取組を後押ししていく考えです。

#### (1) 戰略作物助成

| 対象作物(基幹作のみ) | 交付単価                                |
|-------------|-------------------------------------|
| 麦、大豆、飼料作物   | 3.5万円/10a <sup>※1</sup>             |
| WC S用稻      | 8.0万円/10a                           |
| 加工用米        | 2.0万円/10a                           |
| 飼料用米、米粉用米   | 収量に応じ5.5万円～10.5万円/10a <sup>※2</sup> |

※1 多年生牧草は、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は1.0万円/10aで支援

※2 飼料用米の一般品種は、**令和7年度は標準単価7.0万円/10a (収量に応じ5.5～8.5万円/10a)**、令和8年度は標準単価6.5万円/10a (収量に応じ5.5～7.5万円/10a) で支援

#### (2) 産地交付金

国から配分する資金枠の範囲内で、府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において対象作物や単価等を設定。また、当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分。

| 取組内容                                    | 配分単価      |
|---|-----------|
| そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け <sup>※3</sup> | 2.0万円/10a |
| 新市場開拓用米の複数年契約 <sup>※4</sup>             | 1.0万円/10a |

※3 基幹作のみ

※4 コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象で、3年以上の新規契約を対象に令和7年度に配分

#### (3) 都道府県連携型助成

転換作物を生産する農業者を府県が独自に支援する場合に、対象農業者ごとの前年度からの転換拡大面積（基幹作のみ）に応じて、府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）を国が追加的に支援。

#### (4) 畑地化促進助成(令和6年度補正「畑地化促進事業」と併せて実施)

水田を畑地化して畑作物の本作化等に取り組む農業者に対して、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援するとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担を支援。

令和7年産の支援の単価については、先に畑地化に取り組んだ方との公平性の観点から、畑地化支援は10.5万円/10a、定着促進支援の単価は6年産と同じ。

| 支援内容                          | 対象作物                           | 令和7年産単価   |
|-------------------------------|--------------------------------|---|
| ① 畑地化支援<br>交付対象水田から除外         | 高収益作物                          | <u>10.5万円/10a</u>   |
|                               | 畑作物                            | <u>10.5万円/10a</u>   |
| ② 定着促進支援                      | 高収益作物<br>※5は加工・業務用野菜等の場合       | 2.0万円(3.0万円 <sup>※5</sup> )/10a×5年間 又は<br>10.0万円(15.0万円 <sup>※5</sup> )/10a(一括) |
|                               | 畑作物                            | 2.0万円/10a×5年間 又は<br>10.0万円/10a(一括)  |
| ③ 産地づくり体制構築等支援<br>農業再生協議会等を支援 | 産地づくりに向けた体制構築支援<br>土地改良区決済金等支援 | 定額 1協議会当たり上限300万円<br>定額 上限25万円/10a  |
| ④ 子実用とうもろこし支援                 |                                | 1.0万円/10a   |

### 1-2 コメ新市場開拓等促進事業

- 産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

| 対象作物             | 交付単価      |
|------------------|-----------|
| 米粉用米 (パン・めん専用品種) | 9.0万円/10a |
| 新市場開拓用米          | 4.0万円/10a |
| 加工用米             | 3.0万円/10a |

\*会計検査院からの指摘を踏まえ、取組の実績確認方法を具体化しました。

# 1-3 畑作物産地形成促進事業(令和6年度補正)

※令和8年に畠地化する場合に加算

- 主食用米から国産需要のある作物へ作付転換を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、実需者との結びつきの下で、畠地化等に向けて水田における対象作物の低成本生産等に取り組む生産者を支援します。コスト生産等の技術導入や畠作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に、取組面積に応じて支援します。

| 対象作物 (R7年産基幹作)                  | 交付単価                             |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし | 4.0万円/10a<br>※畠地化加算<br>0.5万円/10a |

\*会計検査院からの指摘を踏まえ、取組内容の見直し、取組の実績確認方法の具体化を行ったため、昨年度と同一の取組では対象にならない可能性があります。

## 1-4 その他留意事項

### (1) 加工用米及び新規需要米の取組計画の提出

- 加工用米や新規需要米に取り組まれる方は、「取組計画」に必要書類等を添付して最寄りの農政局等に6月30日までに提出してください。
- 取組計画の提出後の需給状況の動向等を踏まえて、取組計画の内容を変更したい場合には、**実需者等の契約相手方の同意**を前提に、最寄りの農政局等にて8月20日まで受け付けます。
- 期限を過ぎて提出された場合は、交付金の対象となりませんので、**提出期限は厳守**してください。なお、加工用米や新規需要米を買い受ける事業者との間で締結した、販売数量等を記載した「販売に関する契約書の写し」等は各自保管し、求めがあった場合には提出できるようにしてください。

### (2) 交付対象外と判断する基準の追加

※ 基準単収は令和6年産から府県農業再生協議会等において設定

| 対象品目         | 適切な生産が行われていない可能性が高く、交付対象外と判断する基準など       |
|--------------|--|
| 飼料用米・米粉用米    | 標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合に交付対象外       |
| 加工用米・新市場開拓用米 | 当初契約数量の8割に満たない場合に交付対象外                   |
| 麦・大豆         | 基準単収の1/2に満たない場合に交付対象外                    |
| 飼料作物・WCS用稻※  | <b>基準単収の1/2に満たない場合、交付金を支払わない (R7年産～)</b> |

### (3) 交付対象にならない水田

※ 補助金等により設置された処分制限期間内のガラスハウス等の建物・構築物

- 交付対象水田は、基本的に前年度本交付金の交付対象水田に該当した農地ですが、**次の農地は除きます**。
  - ① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地
  - ② 畠地化し水田機能を喪失する等水稻の作付を行うことが困難な農地として次のいずれかに該当するものア たん水設備（畦畔等）や用水供給設備（用水路等）を有しない農地イ 撤去が困難な園芸施設※が設置されている農地
  - ③ 3年連続して作物の作付けがなく、その翌年度も作付けされないことが確実な農地
  - ④ **5年内に一度も水張り（水稻作付が基本）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象としない**

- この「水張り」は、**水稻作付けにより確認することを基本**とします。
- ただし、災害復旧又は基盤整備に関連する事業が実施されている場合は、5年内に一度も水張りが行われない場合であっても交付対象水田から除外しません。
- また、**次のいずれかに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします**。
  - ①たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること
  - ②**令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（※）を実施したことが確認できること**  
**（※）連作障害を回避する取組**  
**土壤改良資材、有機物（堆肥、もみ殻等）の施用、土壤に係る薬剤の散布、後作綠肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付け等その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組**
- **たん水管理を1か月以上行う場合、次の①～⑤により確認されれば、水稻の作付けが行われたものとみなします。**
  - ① 水張りの期間：天水による一時的なたん水ではなく、用水によるたん水状態が持続される期間として1か月以上
  - ② たん水の水深等：水稻作付けの場合と同等のたん水管理を行なうことが基本
  - ③ 水張り時期：具体的な時期の指定はなし。水を張る場合の順番や期間については現場で十分に検討
  - ④ 水張りの確認：地域農業再生協議会においてたん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認
  - ⑤ 確認の時期：令和4年度以降の5年に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施
- **連作障害を回避する取組を行う場合、当該取組を実施したことが作業日誌等により確認できれば、水稻の作付けが行われたものとみなします。**

## 2. 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

- 諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。交付金の支払いは生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。
- 自然災害等の不測の事態に備えて数量払と面積払の両方の申請が原則となります。

### 2-1 数量払

#### (1) 交付対象数量

- 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量
  - は種前にJA等との出荷契約や、実需者との販売契約を締結することが基本
  - 麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）、黒大豆、種子用として生産されるもの等は対象外
  - 麦、大豆、そばは、農産物検査により一定以上の格付けがなされたもの又は農産物検査によらない方法で品質区分の確認を行い、農産物検査による一定以上の格付けに相当すると確認されたものが対象

#### (2) 交付申請期限

- 大豆・そば … 生産の翌年（令和8年・2026年）の4月30日まで
- 麦・なたね … 生産の翌年（令和8年・2026年）の3月5日まで

#### (3) 交付単価

- 交付単価の水準は「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分として算出されており、品質区分に応じた単価が設定されています。下に記載の単価は令和5年度から7年度まで適用されます。
- 交付単価は、課税事業者向け単価と免税事業者向け単価の2種類です。

| 品質区分（等級）<br>ランク         | 1等又は1等相当               |                  |                  |                 | 2等又は2等相当               |  |                |                |                |
|-------------------------|------------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------------|--|----------------|----------------|----------------|
|                         | A                      | B                | C                | D               | A                      | B                                      | C              | D              |                |
| 小麦(円/60kg)<br>パン・中華麺用品種 | 課税事業者向け単価<br>免税事業者向け単価 | 7,860<br>8,270   | 7,360<br>7,770   | 7,210<br>7,620  | 7,150<br>7,560         | 6,700<br>7,110                         | 6,200<br>6,610 | 6,050<br>6,460 | 5,990<br>6,400 |
| 小麦(円/60kg)<br>上記以外の品種   | 課税事業者向け単価<br>免税事業者向け単価 | 5,560<br>5,970   | 5,060<br>5,470   | 4,910<br>5,320  | 4,850<br>5,260         | 4,400<br>4,810                         | 3,900<br>4,310 | 3,750<br>4,160 | 3,690<br>4,100 |
| 二条大麦(円/50kg)            | 課税事業者向け単価<br>免税事業者向け単価 | 5,870<br>6,220   | 5,450<br>5,800   | 5,330<br>5,680  | 5,280<br>5,630         | 5,010<br>5,360                         | 4,590<br>4,940 | 4,460<br>4,810 | 4,410<br>4,760 |
| 六条大麦(円/50kg)            | 課税事業者向け単価<br>免税事業者向け単価 | 5,210<br>5,510   | 4,790<br>5,090   | 4,660<br>4,960  | 4,610<br>4,910         | 4,180<br>4,480                         | 3,760<br>4,060 | 3,640<br>3,940 | 3,590<br>3,890 |
| はだか麦(円/60kg)            | 課税事業者向け単価<br>免税事業者向け単価 | 9,220<br>9,750   | 8,720<br>9,250   | 8,570<br>9,100  | 8,480<br>9,010         | 7,650<br>8,180                         | 7,150<br>7,680 | 7,000<br>7,530 | 6,920<br>7,450 |
| 品質区分（等級）                | 1等又は<br>1等相当           | 2等又は<br>2等相当     | 3等又は<br>3等相当     | 品質区分（等級）        |                        |  |                | 合格又は<br>合格相当   |                |
| 普通大豆(円/60kg)            | 課税事業者向け単価<br>免税事業者向け単価 | 10,360<br>10,770 | 9,670<br>10,080  | 8,990<br>9,400  | 特定加工用大豆<br>(円/60kg)    | 課税事業者向け単価<br>免税事業者向け単価                 | 8,310<br>8,720 |                |                |
| 品質区分（等級）                | 1等又は<br>1等相当           | 2等又は<br>2等相当     | 品質区分（品種）         |                 |                        | キザキノナタネ、キラリボシ、ナナシ<br>キブ、きらきら銀河、ペノカのしづく | その他の<br>品種     |                |                |
| そば(円/45kg)              | 課税事業者向け単価<br>免税事業者向け単価 | 17,180<br>18,010 | 15,070<br>15,900 | なたね(円<br>/60kg) | 課税事業者向け単価<br>免税事業者向け単価 | 7,720<br>8,140                         | 6,980<br>7,400 |                |                |

### 2-2 免税事業者であることの確認方法等

#### (1) 基本ルール

- 免税事業者であることの判断は、2年前（2期前）の収入・売上が1千万円以下であることにより確認します。ただし、組織として確定申告していない集落営農は、課税事業者向け単価を適用します。
- 確認に必要な書類は交付申請書（様式第1号）に添付して、令和7年6月30日までに提出してください。
- 確認に必要な書類には入手するまでに1か月程度要するもの（税務署が再発行するもの等）もありますので、提出期限までに間に合うよう早めの準備をお願いします。
- 後日、課税事業者等が免税事業者向け単価で申請していることが判明した場合には、本交付金は全額不交付・返還となりますのでご留意ください。

#### (2) 確認に必要な書類

\* 書類はいずれも写し。税務署の受付印は不要 \* ③～⑤の法人は全て人格なき社団を含む

- 個人 : 2年前の確定申告書（令和7年産ゲタの申請の場合、令和5年分）
- 個人で営農開始2年以内 : 個人事業の開業・廃業等届出書等
- 法人 : 2期前の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表第1）等
- 法人で設立初年度 : 法人設立届出書等
- 法人で設立2期目 : 法人設立届出書等及び前期の各事業年度の所得に係る確定申告書（別表第1）等

\* 確定申告書の収入・売上が「交付金が含まれているために1千万を超えてる」場合は、青色申告決算書又は白色申告の収支内訳書の農業所得用等を追加

\* 免税事業者向け単価の適用要件を満たしていることが確認できない場合には課税事業者向け単価を適用

## 2-3 面積払

### (1) 交付対象者

対象畠作物の当年産の作付が確認でき、数量払の交付申請を行う農業者

### (2) 交付対象面積

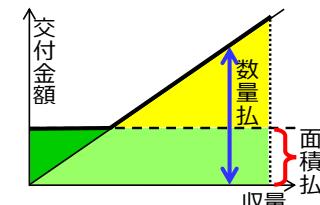
交付対象面積：数量払の対象となる麦、大豆、そば、なたねの当年産の作付面積

\* 生育中において栽培管理等に疑義があることが判明した場合には、対象畠作物の生育状況や雑草の繁茂の状況等について聞き取り調査や関係書類の提出を求め、適切な生産が行われていないことが明らかな場合、当該作付面積は交付対象面積に含めません

### (3) 交付単価

交付単価：20,000円/10a (そば：13,000円/10a)

(参考) 数量払と面積払の関係



## 2-4 自家加工販売

■ 年度当初の交付申請書（6月30日まで）提出時には、ゲタ対策加入者のうち、自らが生産した農産物を使用した加工品の製造・販売（自家加工販売）や直売所等での販売を予定する方は、計画として次のa又はbの書類を添付してください。その際、前年度に自家加工販売計画書を提出した方は、実績として必ず様式第9-2号の出荷・販売等実績報告書及び出荷・販売伝票の写し等の一つも添付してください。販売しきれない場合は更に次年度に報告願います。

- a 自家加工販売…様式第9-2号 経営所得安定対策等の交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書
- b 直売所等での販売…直売所等との利用・出荷契約など取引数量が分かる資料又は自家加工販売計画書に準じて作成する直売所等の名称、所在地、連絡先、年間販売予定数量などを記載した計画

■ 数量払交付申請書（品質区分別生産量報告）提出時には、自家加工販売等を予定する数量に関連して、自ら生産した農産物の数量を客観的に確認できる書類（農産物検査結果通知書・品位等区分の確認の結果を証明する書類・製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票等の写し）を添付してください。

- \* 出荷・販売伝票の写し等の書類の提出がなく、出荷・販売したことが確認できない場合には、前年産の当該農産物に係る数量払の交付金が返還となる場合がある

■ 数量払交付申請以降に出荷・販売するものがある場合、別紙参考様式第3号 畠作物の生産実績・販売予定数量確認書において販売予定数量（既に販売済みの数量及び今後の販売予定の数量）を確認することにより、出荷・販売予定のものも交付対象としますが、その後全量販売することが前提です。販売が完了した場合は、様式第9-2号により販売実績を報告してください。

■ 通年販売により生産年の翌年の6月30日で販売が全て終了していない計画の場合は、生産年の翌々年の6月30日までに、再度、前々年産の販売実績を記載した様式第9-2号により2年間分の販売実績を報告してください。この確認で販売がなされていない数量がある場合は、当該数量に係る数量払は返還となります。

## 2-5 地域の基準単収を大きく下回る場合

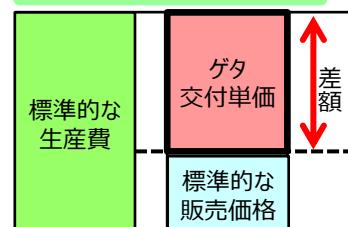
■ ゲタの面積払は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるよう生産・販売されることを前提に交付されるものであり、単に対象畠作物を作付けすれば交付されるものではありません。

■ 数量払の交付対象数量を面積払の交付対象面積等で除して算出した単収が地域の基準単収の2分の1未満の場合、面積払は交付されず、交付済みの面積払は返還となります。

■ ただし、生産方法が標準的栽培方法に即していたことと、単収減少が自然災害等の真に不可抗力な要因によるものであることを示す証拠書類（以下①～③は必須、④～⑥の該当する全て）と理由書の提出があった場合は、地方農政局等は低単収となった要因が自然災害等の真に不可抗力なものによる減収なのか、もともと生産性の悪いほ場での生産による減収ではないか、適切な生産が行われていない、いわゆる「捨てづくり」による減収ではないか等、理由書等の内容を確認の上総合的に判断し、面積払の交付金の全額返還、一部返還又は交付の可否を決定します。

- ① 作業日誌（普段から使用しているもの）
- ② 種子や肥料の購入伝票（品種名等、購入年月日、内容量、個数等が分かるように）
- ③ ほ場の写真（場所と撮影年月日、作物の生育状況・被害状況が明確に把握できるもの）
- ④ 被害があった場合、それを裏付ける農作物共済の支払書類
- ⑤ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認・判断した書類
- ⑥ 近隣地域を含め天候不順等であったことが把握でき気象データ
- ⑦ その他、必要に応じ追加書類の提出を求めることがあります

(参考) 交付単価のイメージ



# 3. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

経営に着目した農家拠出を伴うセーフティネットであり、米及び畑作物の価格が下落した際等の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

## 3-1 対象作物

米、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆

- \* 加工用米、新規需要米等、麦芽原料用（ビール用等）、黒大豆、種子用は対象外
- \* 麦、大豆は、畑作物の直接支払交付金（数量払）の交付対象数量が対象

## 3-2 加入から補てん金支払いまでの流れ

### （1）加入申請（積立て申出）

申請期間：令和7年4月1日～6月30日

内容：地域農業再生協議会又は地方農政局等に生産予定面積等を記入した申請書等を提出する

提出書類：交付申請書（様式第1号）、出荷・販売契約数量等報告書（様式第10-11号）※1

収入保険・農業共済との関係：

#### 収入保険

自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償  
※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

#### 農業共済

自然災害等による収穫量の減少を補償

#### ナラシ対策

価格が下落した際などに収入の減少を補てん

※1 米生産予定の方のみ。場合により契約数量が確認できる書類を添付

\* 収入保険とナラシ対策の重複加入はできません

\* ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入がおすすめです

### （2）積立金の納付

納付期限：令和7年8月31日（日）金融機関の営業日にご注意のうえ、早めに納付してください

※期限直前に、積立金が未納であることをお知らせしていたお電話等は令和7年度以降行わない方針です。ご注意ください

内容：国から通知される積立額を期限までに納付する

納付金額：国からの通知書に記載されている、標準的収入額から10%又は20%の収入減少に対応する積立額のいずれか

### （3）補てん金の交付申請

申請期間：令和8年4月1日～4月30日

内容：地域農業再生協議会又は地方農政局等に申請書等を提出する

- 米は、収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績（生産実績数量）に基づき支払い
- 麦、大豆等は、ゲタ対策（数量払）の交付対象数量に基づき支払い

提出書類：ナラシの交付申請書（様式第10-1号）、米の生産実績数量の確認書類

### （4）補てん金の算定・支払

交付時期：令和8年5月下旬～6月頃

内容：支払いがある場合は、交付金は国から、積立金は各府県の積立金管理者からそれぞれ振り込まれる

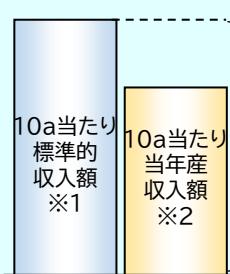
積立額：●積立額は、国が上記（3）の生産実績数量を地域の令和7年産単収で換算した面積（面積換算値）に補てん金の基づいて再計算し、確定

算定方法 ●補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定

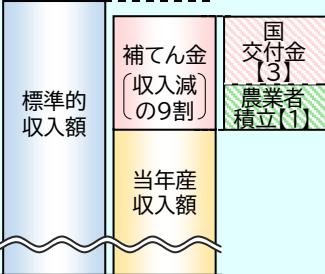
- 地域の令和7年産単収が平年単収の9割を下回った場合、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除

#### ＜交付金算定の概念概要＞

##### 地域・品目別の計算



##### 農業者別の計算



- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額}^{\ast 3} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 農業者ごとの収入差額の計算にあたっては、毎年定める地域別及び品目別の標準的収入額及び当年産収入額と、農業者の生産実績数量から換算した生産面積を用います。

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要となります。

- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。

※1 直近5年のうち、最高年と最低年を除く3年の平均収入額

※1・2 米の場合、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位

3銘柄平均販売価格に実単収を乗じて算出

※3 補てん額は農業共済に加入していることを前提に減額調整

### 3-3 ナラシ対策の補てん対象(生産実績数量)

#### (1) 米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもので、次のいずれかに該当するもの。

- ア 積立申出者が、JA等の集出荷業者(米穀機構傘下業者)との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、生産翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの
- イ 積立申出者又は積立申出者から委託を受けた者(販売受託者)が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたもの

- \* 種子用、用途限定米穀(加工用米、新規需要米(飼料用米、米粉用米等))、自家消費用等を除きます
- \* アの契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください
- \* アの契約数量とイの計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となっているように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることがあります
- \* 契約数量が0や空欄、計画数量が全く記載されない場合は原則交付対象外です

#### (2) 麦、大豆等

ゲタ対策(数量払)の交付対象数量となったもの。

#### (3) 米の出荷・販売契約数量等報告書

\* 出荷・販売契約等に基づき需要に応じて生産されていることを確認します

- ア JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米:取引先ごとの契約数量。  
原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量が補てん対象の上限。  
ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限(当面の取扱い)
- イ ア以外へ直接販売する米:販売チャネル(①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他)ごとの計画数量及び前年実績。実需と結びついているため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限(当面の取扱い)

#### 出荷・販売契約数量等報告書(イメージ)

| ア JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量 |      |
|------------------------------|------|
| 出荷・販売先                       | 契約数量 |
| J A ○○                       | ○○kg |
| ▲▲商店                         | ▲▲kg |

#### イ ア以外の者に直接販売する米の計画数量

| 販売先区分 | 計画数量 | (参考)前年実績 |
|-------|------|----------|
| ①卸・小売 | ○○kg | ○○kg     |
| ③消費者  | ▲▲kg | ▲▲kg     |

### 3-4 出荷・販売実績の確認書類

- 米については、生産した翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績(生産実績数量)を確認できる書類の提出が必要です。麦、大豆等の米以外の品目は、ゲタ対策の数量払と同じです。
- 令和4年産から農産物検査制度において「水稻うるち玄米」に限り、機械鑑定を前提とした検査規格が追加されたため、従前の等級検査の結果に加えて、機械鑑定の結果も数量確認に用いることが可能となりました。
- 農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象としています。

#### (1) 米の生産実績数量に係る確認書類

\* 1 近畿管内の醸造用玄米は15.0% \* 2 兵庫県に限る

確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類(「主食用」と明記した販売伝票等)
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類(その旨明記された販売伝票・検査結果通知書)
- ③ 水分含有率16.0%\*1以下の中穀を販売したことが確認できる書類(その旨明記された販売伝票・検査結果通知書)
- ④ 産地、品種\*2、産年が確認できる書類(種子の購入伝票\*2、栽培記録、販売伝票、検査結果通知書)

#### (2) 農産物検査を受検した場合

上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能

- 3等以上に等級格付けされたもの
- 水稻うるち玄米の機械鑑定による場合、死米の測定値20%以下、死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの

#### 確認書類の提出例

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 農産物検査で等級格付された米      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農産物検査結果通知書(3等以上)</li><li>・ ①主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類(販売伝票等)</li></ul>  |
| 農産物検査で機械鑑定した水稻うるち玄米 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農産物検査結果通知書(死米の測定値20%以下、死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下の全ての規格を満たすもの)</li><li>・ ①主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類(販売伝票等)</li></ul> |
| 農産物検査を受検しない米        | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 上記①～④の書類</li><li>・ ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載(追記不可)されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能</li></ul>                      |

# 4. 交付申請の重要性について(ゲタ・ナラシ・水活共通)

## 4-1 経営安定対策等交付金は申請主義です

- 申請主義とは、ルールにのつって申請しない限り、権利を得ることができない制度等をいいます。原則、過去に遡って利益を得ることができないため、申請が遅れてしまうと本来得られるはずの利益を得ることが出来ません。
- 権利がある場合に、その権利を行使するかしないかは本人の自由です。
- 経営所得安定対策等の交付金を受け取りたい方は、経営所得安定対策等実施要綱等に基づき、交付対象者であることを確認した上で農業者ご自身の責任において交付申請を行ってください。

## 4-2 提出期限の遵守

- 経営所得安定対策等の交付金の交付を受けようとする農業者は、交付申請書等の提出書類を作成した上で経営所得安定対策等実施要綱等で定められた期日までに必ず提出してください。
- 提出期日を過ぎてしまった場合、他の農業者の交付手続きまで遅れてしまい、交付金を円滑に交付することができなくなってしまいます。
- 決められた期日までに交付申請書等を提出されない農業者の方には、交付金を交付することができません。  
提出期日は必ずお守りください。

## 4-3 何か変えたらご連絡を

- 提出した営農計画書・水稻共済細目書等から、実際の作物・場所・面積等を変更した場合、は種以降販売までにとりやめた場合、書き間違いなども、速やかに地域協議会等へご一報ください。
- 事業により5年間の作付、作付面積の維持、指定品目の作付等を交付条件にしていることがありますので、作付の中止、作付面積の減少、品目変更や農地の貸借契約の解除、農地転用等の際は事前にお知らせください。
- 府県版認定農業者認定期間を含め経営改善計画等の認定期間切れにより交付要件を満たさなくなることがありますので、忘れずに更新手続きや事前連絡をお願いいたします。
- 伝票類・確認書類等は決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間（令和7年産は水活・ゲタが12年度まで、ナラシは13年度まで）大切に保管してください。その間にご提出をお願いすることがあります。

# 5. ご存じですか？「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」

- 農林水産省の各種補助事業等で導入されている「環境負荷低減のクロスコンプライアンス（愛称：みどりチェック）」では、各事業の要件として、環境にやさしい農業のための最低限の取組を実施していただくこととなりました。これに伴い、経営所得安定対策等においても、みどりチェックで使用するチェックシートに準じる形で「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」の見直しを行いました。
- 様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」及び様式第1号別添3「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート＜各取組項目の解説＞」をよくご覧いただき、過去1年間の農業生産で各取組を実践した方は、
  - ① 点検シートにチェックを付け、後の確認に備えて保管
  - ② 交付申請書（様式第1号）にもチェックを付け、交付申請の際に提出
- 各取組を実践していない方は、交付金を受け取ることが出来ませんので必ず実践しましょう。
- 今回は過去1年間についてでしたが、申請年度（今後1年間）においても同様の取り組みを全て実践してください。

Q. 「環境負荷低減」とありますが、どうして農業で取り組むのでしょうか？

- A. 農林水産業は環境の影響を受けやすく、また農林水産業自身が環境に負荷を与える側面もあります。このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないよう、基本的な取組（上記の土づくりなど）を行うことが重要と考えています。日頃から環境にやさしい農業を実践されていることを明らかにすることで、消費者の皆様の理解と評価を深めることにもつながると考えています。今後、農林水産省の全ての事業で同様に要件化し、補助事業等の実施によって新たな環境負荷が生じないようにしていく方針です。

\* ご興味のある方はぜひ、農水省HPの「環境負荷低減のクロスコンプライアンス」ページをご覧ください。業種ごとのチェックシートの解説書やQ&A集を掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

- ・「クロス」が「交差」、「コンプライアンス」が「要求などに従うこと、法令遵守」といった意味。「交差要件」と訳されることもある。
- ・ここでは「各種の補助事業等において、作業安全などの推進すべき取組に関する要件を設定すること」を表現しています。



農林水産省  
HP「みどり  
チェック」は  
こちらから！

## 6. 参考 各種通知書等の圧着ハガキ化について

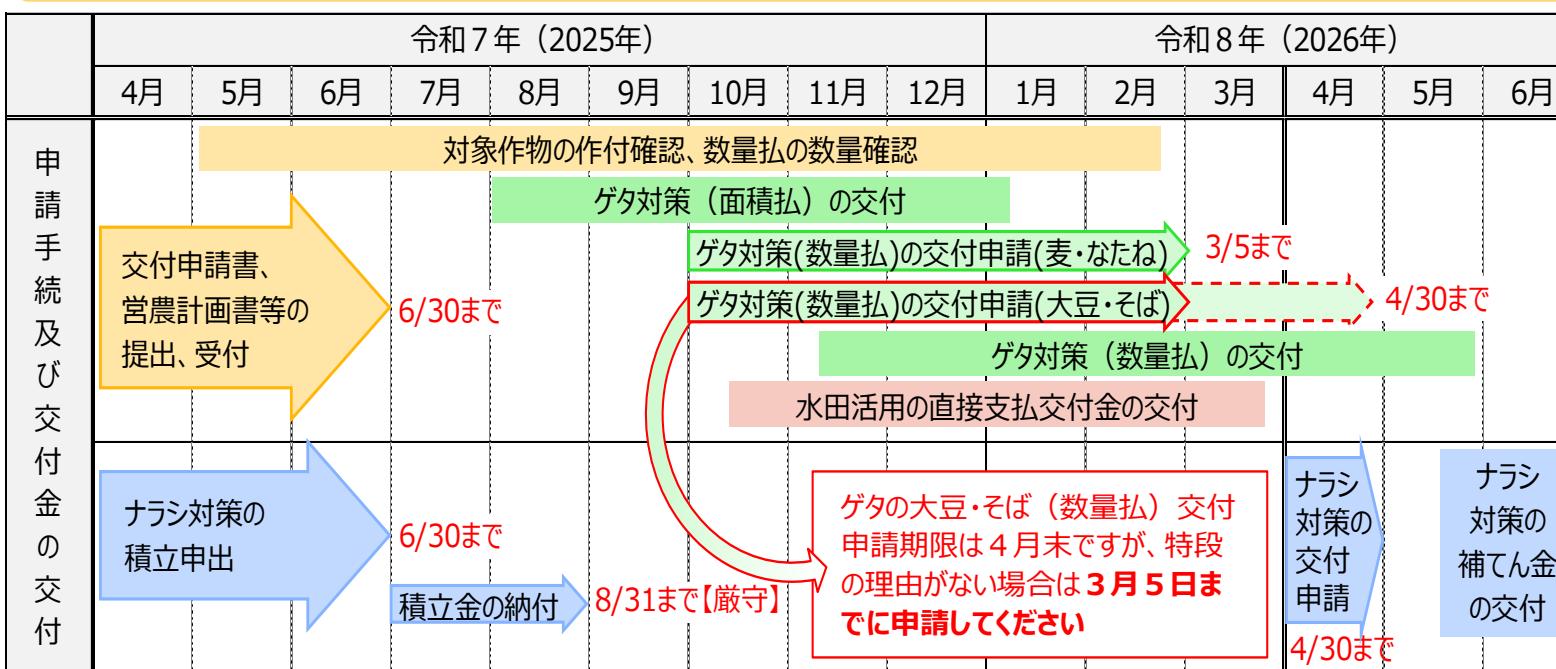
- 交付申請者の皆様にお送りする各種通知書（公文）につきましては、令和7年6月を目途にA4用紙と封筒から、圧着ハガキに変更する予定です。
- 令和6年度から既に郵送を省略しております「別紙様式第4号畑作物の直接支払交付金における数量払の交付金計算書」「別紙様式第12号（別紙1）収入減少影響緩和交付金計算書」「別紙様式第13号（別紙2）収入減少影響緩和交付金における積立金計算書」「別紙様式第19号の1水田活用直接支払交付金の交付金計算書」及び「別紙様式第19号の2水田活用の直接支払交付金における数量払いの交付金計算書」については、今後もお送りできる目途がございません。恐れ入りますが、ご入用の場合は別途地方農政局又は府県域拠点までご連絡ください。
- ご迷惑をおかけしますが、何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

### 令和7年6月を目途に圧着ハガキでお送りする通知一覧

計算書があったもの

|          |                                    |   |
|----------|------------------------------------|---|
| 別紙様式第1号  | 経営所得安定対策等交付金交付申請者登録通知書             |   |
| 別紙様式第2号  | 畑作物の直接支払交付金における面積払交付決定通知書(兼交付金計算書) |   |
| 別紙様式第3号  | 畑作物の直接支払交付金における数量払の交付決定通知書         | ○ |
| 別紙様式第9号  | 収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書             |   |
| 別紙様式第10号 | 収入減少影響緩和交付金における当年積立額及び積立金総額通知書     |   |
| 別紙様式第11号 | 収入減少影響緩和交付金における交付決定額及び積立金返納額通知書    | ○ |
| 別紙様式第14号 | 収入減少影響緩和交付金における積立金返納額通知書           |   |
| 別紙様式第18号 | 水田活用の直接支払交付金の交付決定通知書               | ○ |

## 7. 交付等のスケジュール(予定)



| 交付金名            | 近畿農政局 窓口    | 連絡先          |
|-----------------|-------------|--------------|
| 「ゲタ」「ナラシ」に関すること | 生産部 経営政策調整官 | 075-366-0117 |
| 「水田活用」に関すること    | 生産部 生産振興課   | 075-414-9021 |

| 近畿農政局 府県別窓口   | 連絡先          |
|---------------|--------------|
| 滋賀県拠点 地方参事官室  | 077-522-4274 |
| 京都府拠点 地方参事官室  | 075-414-9084 |
| 大阪府拠点 地方参事官室  | 06-6941-9657 |
| 兵庫県拠点 地方参事官室  | 078-331-9951 |
| 奈良県拠点 地方参事官室  | 0742-36-2981 |
| 和歌山県拠点 地方参事官室 | 073-436-3832 |



サア ミナハイロー

0120-38-3786

受付時間 平日 9:00 ~ 17:00

自動的に最寄りの農政局、県域拠点等の窓口に繋がります

\*携帯電話・公衆電話・IP電話など一部の電話ではご利用いただけません。また、非通知設定のお電話からはお繋ぎできませんので、番号の前に「186」を押しておかけください。

# 8. 交付申請書(様式第1号A:おもて面)の記入例

■ 記入欄に既に印字されている場合は内容を確認し、訂正箇所は二重線で削除のうえ、周囲の見やすい部分に訂正後の内容を記入してください。訂正印や申請者の押印は不要です。

## ■ 登録済の振込口座 :

(1) 初めて交付金の申請をする方(新規に✓)、交付金の振込口座を変更する方(変更ありに✓)は、次のア.口座届出書又はイ.通帳写しの片方を提出してください。前年度の届出口座に変更がない方の提出は不要です。

ア 経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状(様式第3号)

イ 振込口座の通帳表紙裏ページの写し等の口座情報が確認できる書類

(2) ブロックローテーション等、地域の営農上の理由で交付金を本人名義以外の口座で受領する必要がある方は、初回はア.口座届出書に併せて、理由を証明する書類(①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など)を提出してください。このとき、イ.通帳写しを添付した場合は、ア.口座届出書の「交付金の振込口座」欄は空欄で構いません。

■ 生年月日 : 電話でお問い合わせをいただく際に本人確認のため使用しますので、必ず記入してください。法人・組織においては、代表者の生年月日を記入してください。

■ 電話番号 : 申請内容等について照会することがありますので、できれば携帯電話の電話番号を記入してください。(任意)

様式第1号A

## 経営所得 安定対策等交付金交付申請書

令和元年産

継続 新規

林水産大臣 殿  
経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依頼通知)を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申します。

また、別紙「交付申請に関する誓約書」について誓約します。

|          |   |   |  |  |        |
|----------|---|---|--|--|--------|
| 交付申請者欄   | フリガナ  | ノウジクミアイ                                   | ウジン キンキノウサン                            | 申請年月日                                  | ○年○月○日 |
|          | 氏名又は法人・組織名                                    | 農事組合法人                                    | 近畿農産                                   | 生年月日                                   |        |
|          | フリガナ  | キンキ アキラ                                   | <input type="checkbox"/> 大正            | ○年○月○日                                 |        |
|          | 代表者氏名(法人・組織のみ)                                | 近畿 あきら                                    | <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 | ○年○月○日                                 |        |
|          | (元 ○○ - ○○)                                   |   | <input type="checkbox"/> 平成            |  |        |
|          | 住所  | ○○○○                                      | 経営形態                                   |  |        |
| 登録済の振込口座 | □ 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更なし | <input type="checkbox"/> 個人               | <input type="checkbox"/> 集落営農          | <input checked="" type="checkbox"/> 法人 |        |
|          |   | 法人番号                                      | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3              | 認定状況                                   |        |
|          |   | <input checked="" type="checkbox"/> 認定農業者 | <input type="checkbox"/> 認定新規就農者       | 認定新規就農者                                |        |
|          |   | <input type="checkbox"/> ゲタ・ナラシ対象集落営農     | <input type="checkbox"/> 認定なし          | 認定なし                                   |        |
|          |   | ※ゲタ・ナラシに申請され定されているか、認定され必要です。             |  | ※ゲタ・ナラシに申請され定されているか、認定され必要です。          |        |
|          |   | 電話番号                                      | 0 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3        | ※連絡のとれる電話番号を記入してください(推奨)               |        |

② 交付申請内容(本年産の交付金及び事業の各項目の申請「する」又は「しない」)に○を付けてください

|          |  |                              |
|----------|--|------------------------------|
| 交付金名     | 畠作物の直接支払交付金(ゲタ)の申請                     | 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の申請          |
| 本年産の申請   | <input checked="" type="checkbox"/> する | <input type="checkbox"/> しない |
| 前年産の申請状況 | 有                                      | 無                            |

※ゲタ対策の申請には、数量払と面積払の両方が含まれています。

|          |  |  |  |
|----------|--|--|--|
| 事業名      | 水田活用直接支払交付金の申請                         |  |  |
| 本年産の申請   | <input checked="" type="checkbox"/> する | 「する」の場合、申請する事業の□に✓してください。<br><input checked="" type="checkbox"/> 水田活用の直接支払交付金 <input type="checkbox"/> コメ新市場開拓等促進事業<br><input type="checkbox"/> 畠作物産地形成促進事業 <input type="checkbox"/> 畠地化促進事業 |  |
| 前年産の申請状況 | 有                                      |  |  |

※前年産の申請状況は参考です。

③ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況

(様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認の上、□に✓してください。)

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

④ 個人情報の取扱い(様式第1号別添1「個人情報の取扱い」をご確認の上、□に✓してください。)

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて、同意する。

## 【ゲタ対策】

麦・大豆・そば・なたねをは種前契約等に基づき作付し、出荷販売される認定農業者、認定新規就農者、ゲタ・ナラシ対象の集落営農の方が対象です。

\* 事情により面積払を申請しない場合及び収穫後交付の希望は、うら面(B面)の⑥に作物別に記載してください。

## 【ナラシ対策】

農産物検査を受検するなど一定の品質等を確認した米・麦・大豆の出荷販売をされる認定農業者、認定新規就農者、ゲタ・ナラシ対象の集落営農の方が対象です。

## 【水田活用直接支払交付金】

水田で主食用米以外の対象作物を作付けし、出荷・販売される方が対象です。

## 【環境と調和のとれた農業生産の実施状況】\* R7年度から全申請者が対象です。

様式第1号の参考「環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る点検シート」をご確認いただき、「過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。」場合はチェックを入れてください。チェックがない場合、本交付金の申請はできません。

## 【個人情報の取扱い】

訂正手続きや書類の提出が軽減されますので、「個人情報の取扱い」をお読みのうえ、同意をお願いします。

# 9. 交付申請書(様式第1号B:うら面)の記入例

B面はゲタ・ナラシ対策の申請者のみ記入してください。

## ⑤ゲタ・ナラシ申請者確認事項 (上段)

ゲタ・ナラシを申請なさる方は全員、農地の有効利用及び営農開始・法人等設立からの期間について確認してください。チェックがない場合、本交付金の申請はできません。

### ⑤ゲタ・ナラシ申請者確認事項 (個人・法人が記載)

収入保険加入状況と前年の税務申告について✓を入れてください。

### ⑤ゲタ・ナラシ申請者確認事項 (集落営農が記載)

収入保険加入状況と前年の税務申告について✓を入れてください。

#### ⑤ゲタ・ナラシ申請者各種確認事項(ゲタ・ナラシ申請者が記載)

|                 |         |  |
|-----------------|---------|--|
| 農地の有効利用の実施状況    | ※確認して✓  | <input checked="" type="checkbox"/> 現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。      |
| 営農開始・法人等設立からの期間 | ※いずれかに✓ | <input checked="" type="checkbox"/> 2年以上 <input type="checkbox"/> 2年未満 |

#### 【個人又は法人が記載】※該当に✓

|            |  |  |
|------------|--|--|
| 収入保険の加入状況  | <input checked="" type="checkbox"/> 加入している | <input type="checkbox"/> 加入していない         |
| 前年の税務申告の状況 | <input type="checkbox"/> 白色申告              | <input checked="" type="checkbox"/> 青色申告 |

#### 【集落営農が記載】※該当に✓

|  |   |  |
|--|---|--|
| 収入保険に加入している構成員の有無<br>(「有」の場合、当該構成員の人数) | <input checked="" type="checkbox"/> 有 ( ) 人 | <input type="checkbox"/> 無               |
| 前年の税務申告の状況<br>(組織別での状況を記載)             | <input type="checkbox"/> 各構成員が申告            | <input checked="" type="checkbox"/> 青色申告 |

※営農開始・法人設立からの期間及び前年の税務申告の状況は、ゲタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な在り方を検討するための重要な情報です。

## ◆畠作物の直接支払交付金(ゲタ)

### ⑥ゲタの申請作物 ※該当に✓

本年産のゲタについて、申請作物を以下のとおり申し出ます。なお、生産予定面積は様式第2号(営農計画書)に記載した該当作物の合計です。

※以下はゲタの対象となりませんのでご注意ください。

種子用の麦・大豆・そば、麦芽原料用麦(ビール用麦等)、黒大豆、食用植物油脂用以外のなたね

| 対象畠作物           | 作付けの有無 | 作付け「あり」の場合                             |                              |
|-----------------|--------|--|------------------------------|
|                 |        | 面積払の申請                                 | 収穫後交付の希望                     |
| 麦               | 小麦 春まき | <input type="checkbox"/> あり            | <input type="checkbox"/> しない |
|                 | 秋まき    | <input checked="" type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> しない |
|                 | 二条大麦   | <input type="checkbox"/> あり            | <input type="checkbox"/> しない |
|                 | 六条大麦   | <input checked="" type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> しない |
|                 | はだか麦   | <input type="checkbox"/> あり            | <input type="checkbox"/> しない |
|                 | 大豆     | <input checked="" type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> しない |
| そば              |        | <input checked="" type="checkbox"/> あり | <input type="checkbox"/> しない |
| なたね             |        | <input type="checkbox"/> あり            | <input type="checkbox"/> しない |
| てん菜             |        | <input type="checkbox"/> あり            | <input type="checkbox"/> しない |
| でん粉原料用<br>ばれいしょ |        | <input type="checkbox"/> あり            | <input type="checkbox"/> しない |

※「収穫後交付の希望」欄は、数量払の交付申請後(収穫量確定後)に面積払を希望する場合、該当作物の「する」に✓してください。(面積払の申請をしない場合はこの欄は✓できません)

### ⑦ゲタ対策数量払の単価選択 ※いずれかに✓

本年6月末時点の状況を基に、以下の単価で申請します。

|   |   |
|---|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 免税事業者<br>向け単価 | <input type="checkbox"/> 課税事業者<br>向け単価<br>(免税事業者向け単価以外) |
|---|---|

※免税事業者向け単価を申請する人は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

### ⑦ゲタ数量払の単価選択

ゲタの申請をする方は、どちらの交付単価を申請するか✓のうえ、免税事業者向け単価を申請する場合は証拠書類を添付してください。

### ⑥ゲタの申請作物

- 交付対象の作付面積があるものに必ず✓してください。
- 収穫後交付を申請する場合は該当箇所に✓してください。
- 作付けの有無「あり」に✓した作物で、かつ面積払の申請をしない作物(数量払交付金のみ受けたい場合)は、面積払の申請「しない」に✓してください。

- 同様に、作付けの有無「あり」に✓した作物で、収穫状況を確認した後(自然災害等の有無により判断)に面積払交付金を受けたい方は、収穫後交付の希望「する」に✓してください。

### ⑧ナラシの積立て申出

- ナラシを申請される方は、本年に生産を予定している米穀・秋期には種する小麦・二条大麦・六条大麦・はだか麦・大豆について、その生産予定面積をそれぞれm<sup>2</sup>単位で記入してください。

- 対象農産物は加工用米・新規需要米・種子用・麦芽原料用・黒大豆を除きます。

(1)滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県の方は地域等区分欄を空欄又は府県名としてください(記載例は上段参照)

(2)兵庫県の方は米穀の地域等区分欄を醸造用玄米(山田錦、愛山、新山田穂1号、山田穂、兵庫恋錦)か醸造用玄米以外と記入してください(記載例は下段参照)

### ⑨ナラシ積立て金の積立てコースの意向選択

※いずれかに✓  
以下の減収に対応した積立て金を納付予定です。

|                              |   |
|------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 10% | <input checked="" type="checkbox"/> 20% |
|------------------------------|---|

### ⑨ナラシ積立て金の積立てコースの意向選択

現在予定しているコースに✓してください。この選択は後から変更できます。

令和7年産の積立て金の納付期限は令和7年8月31日(日)

【厳守】です。余裕をもって早めの入金をお願いします。